

## 特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の設定について

### 1 概要

社会福祉法人桜川会が運営する蛸貝保育園について、同法人の事業の見直しに伴い、社会福祉法人和幸園に事業譲渡することとなり、本市としても社会福祉法人和幸園が設置する蛸貝保育園を認可することとした。

社会福祉法人和幸園が設置する蛸貝保育園の利用定員を定めるに当たり、本市としては、

①利用定員が20人以上であること

②利用定員を年齢や保育の必要性に応じた認定区分ごとに定めていること

③利用定員が認可定員の範囲内で、事業譲渡前過去3年間の平均利用人数とも大きな乖離がないこと

から、申請者の申し出のとおり利用定員を定める方針である。

特定教育・保育施設の利用定員の設定に当たっては、子ども・子育て支援法第31条第2項において子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないと規定されていることから、当会議の意見を伺うものである。

### 2 利用定員の設定について【資料2】

○利用定員の設定は、①利用定員が20人以上であること、②利用する子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定区分ごとに定めること、③認可定員の範囲内で、申請者の意見を十分に考慮しつつ、最近の入所者数や、今後の見込みなどを踏まえて定めることとしている。【資料2 1ページ】

○社会福祉法人和幸園が設置する蛸貝保育園が申請している令和4年4月1日時点の利用定員は50人(認可定員:50人)であり、2号認定が30人、3号認定が20人(0歳2人、1・2歳18人)となっている。事業譲渡前過去3年間の平均利用人数は52人であり、今回設定する利用定員と大きな乖離はなく、利用定員分の利用は見込まれることから、上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。【資料2 2ページ】

○保育所の需給状況としては、2号認定及び3号認定を通じて157人の供給過多となっているが、今回の利用定員の設定による増減の結果、2号認定及び3号認定を通じて147人の供給過多となり、全体としては利用定員の適正化が図られている。【資料2 3ページ】

	新（令和4年4月1日時点）	旧（令和4年1月時点）
設置者	社会福祉法人 和幸園	社会福祉法人 桜川会
施設名	蛸貝保育園	蛸貝保育園
利用定員	計50人 2号認定：30人 3号認定：20人 (0歳：2人、1・2歳：18人)	計60人 2号認定：27人 3号認定：33人 (0歳：9人、1、2歳：24人)

### 3 その他

社会福祉法人和幸園が設置する蛸貝保育園の設置認可については、令和4年1月19日に書面開催した青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会において御審議いただき、認可の同意をいただいている。